

甘楽町告示第 66 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町内の字の区域を、
別紙変更調書のとおり変更する。

令和2年12月21日

甘楽町長

荻原 莊一

別紙

変 更 調 書

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大字	字
金井	観音堂	6.00番地12	金井	遠出居
金井	関向	734番地1	金井	遠出居

【変 更 理 由】

甘楽第一産業団地造成に伴い、分譲画地が複数の字にまたがる区画が生じていることから、これを整理するため、字の区域を変更するものである。